

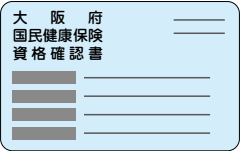
お知らせ

マイナ保険証をお持ちでない方に国民健康保険資格確認書を交付します

令和6年12月2日から、従来の保険証は新たに発行されなくなり、保険証利用登録をされたマイナンバーカード(以下「マイナ保険証」という。)を基本とする仕組みに移行しています。マイナ保険証をお持ちでない方や国民健康保険資格確認書(以下「資格確認書」という。)の交付申請をされた方に、資格確認書(水色)を10月末までに転送不要の簡易書留郵便で送付します。

配達時にご不在の場合は、投函された「郵便物等ご不在等連絡票」に書かれた方法でお受け取りください。10月末までに届かない場合や郵便局の保管期限を過ぎた場合、資格確認書の記載内容に変更がある場合は、下記までお申し出ください。なお、マイナ保険証をお持ちの方には資格確認書は送付しませんので、マイナ保険証で受診してください。

また、10月末までに75歳になられる方には、後期高齢者医療資格確認書(桃色)を送付しています。☆窓口で資格確認書をお渡しする場合は、※本人確認書類が必要です。



- ※本人確認書類
- 1点で確認できるもの【公的機関が発行する本人写真を貼付した証明書】
マイナンバーカード・運転免許証・写真付き住民基本台帳カード・パスポート・在留カード・特別永住者証明書・障がい者手帳など
 - 2点の確認が必要なもの【本人写真の貼付はないが、氏名等が印字されたもの】
資格確認書・国民健康保険料(変更)決定通知書・介護保険証・年金手帳・預金通帳・キャッシュカード・クレジットカード・各種医療助成証・敬老優待乗車証など

- ご注意
- 同世帯で国保に加入されている方が来庁される場合は、来庁者または世帯主の本人確認書類が必要です。
 - 別世帯の方、同世帯でも国保に加入されていない方など、代理人が来庁される場合は、委任状と来庁者の本人確認書類が必要です。
 - 本人確認書類(有効な原本)は複写させていただきます。複写されたものをご持参いただいても、本人確認書類とはなりませんので、ご了承ください。
- 問合せ 窓口サービス課(保険年金 保険)
6階61番窓口 ☎06-6659-9956

お使いの薬をジェネリック医薬品に変えてみませんか(国民健康保険・後期高齢者医療制度)

ジェネリック医薬品(後発医薬品)は、先発医薬品(新薬)の特許が切れた後に製造販売される先発医薬品と同一の有効成分を同一量含み、同等の効能・効果を持つ医薬品です。ほとんどのジェネリック医薬品は、先発医薬品より価格が安いため、自己負担額を軽減することができます。

ジェネリック医薬品を希望される場合は、医師や薬剤師にご相談ください。

問合せ 福祉局生活福祉部保険年金課給付グループ
☎06-6208-7967
☎06-6202-4156
※問合せ可能日時
(平日 9:00～17:30)



障がい者医療証、こども医療証、ひとり親家庭医療証を更新します

各医療証を更新します。障がい者医療証はオレンジ色からうぐいす色へ、ひとり親家庭医療証は桃色からあさぎ色へ変わります。(こども医療証は色の変更はありません。)

資格要件を満たす方には、10月下旬に新しい医療証をお送りします。

現在、お持ちの医療証は11月1日から使えなくなりますので、10月末までに新しい医療証が届かない場合はご連絡ください。

※こども医療証については、有効期限が令和7年10月31日までの方が更新対象です。それ以外の方は引き続きご利用ください。

問合せ 保健福祉課(子育て支援)
5階52番窓口 ☎06-6659-9824

冬に増える感染症にご注意を！

秋から冬にかけ、寒さや乾燥が厳しくなるにつれてウイルスが活発になり、風邪や感染性胃腸炎、インフルエンザなどが流行し始めます。

これらの感染症にかからないためには、手洗い・うがい・手指消毒の徹底、日々の体調管理が大切です。一人ひとりが正しい知識を持って予防し、元気に冬を乗り切りましょう！

問合せ 保健福祉課(地域保健活動)
2階22番窓口 ☎06-6659-9968

犬や猫を愛する皆さんへ 10月は「犬・猫を正しく飼う運動強調月間」です

世の中は動物を好きな人ばかりではありません。動物が命あるものであることにかんがみ、人と動物の共生に配慮し、他人に迷惑をかけないように適正飼養に努めましょう。

●トイレトレーニングをしましょう。
●鳴き声を防止しましょう。
●無責任な放し飼いはやめましょう。
●不妊・去勢手術をしましょう。
●愛情と責任をもって終生飼いましょう。
●飼い犬は登録し、狂犬病予防注射を受けさせましょう。

問合せ 保健福祉課(地域保健)
2階21番窓口 ☎06-6659-9973



オレンジサポーターになりませんか？～オレンジサポーター地域活動促進事業～

皆さんは「認知症」という病気をご存知でしょうか？今や国民病とも言われる身近な病気です。認知症に理解のある方の支援があれば、地域でいきいきと暮らすことができます。

「認知症」の人をサポートするボランティアとして、西成区では「オレンジサポーター」を養成しています。「オレンジサポーター」には、特別な資格はいりません。

認知症サポーター養成講座を受けている方やさらに知識を深めたい方向けのステップアップ研修を受けることでサポーターになることができます。

また、「オレンジサポーター」は認知症の人やその家族をサポートするチーム(ち～むオレンジサポーター)としての活動も可能です。

西成区内にはすでに3つのチームがあり、レクレーション活動、見守りなど地域でたくさん活躍しています！ご関心のある方は、ぜひ担当者までご連絡ください。

問合せ 玉出地域包括支援センター(佐伯)
☎06-6651-6888
月～土曜日 9:00～17:30
(祝日・年末年始を除く)

さとおやっとなぁに??
～10月は里親月間です～

さとおやっとなぁに??

里親とは、親と離れて暮らしているこどもたちを、ご自分の家庭で、深い愛情と理解をもって育ててくださる方のことです。

里親制度は、必要な生活費や養育に関する相談など、さまざまなサポートを利用しながらこどもたちを育てる「こどものための制度」です。

大阪市の現状

大阪市には、親の病気、離婚などさまざまな事情により親と離れて暮らすこどもが約1,000人います。そのうち、8割が乳児院や児童養護施設などで生活しており、2割が里親家庭やファミリーホームで暮らしています。まだまだ里親がたりていません。

里親啓発パネル展と相談会を開催します

- 「さとおやっとなぁに？」パネル展
期 間 10月14日(火)～21日(火)
場 所 区役所1階 区民ロビー
- 里親相談会
日 時 10月21日(火) 13:00～15:00
場 所 区役所1階 区民ロビー
1週間、1か月など短期間の里親もあります。興味ある方はぜひ、お越しください！
詳しくはこちら↓

問合せ 中央里親支援機関 結い
☎06-6776-2983 ☎06-6776-2984
メール yui-satooya@shiongakuen.or.jp

花と緑の相談 申込不要 無料

お花や園芸など、花と緑のさまざまなご質問に相談員がお答えします。

開催日	内容
10月10日(金)	花と緑の相談

日 時 毎月第2金曜日 14:00～15:30
場 所 区役所1階 区民ロビー
問合せ 八幡屋公園事務所 ☎06-6571-0552



「ひとり・ふたり・みどり号」による花と緑の講習、花と緑の相談を行います！！ 無料

お庭や花壇がなくても、お花を楽しみたいという方はぜひご利用ください。

日程	講習内容
10月15日(水)	ハンギングバスケット

時 間 14:00～15:30
場 所 天下茶屋公園(岸里東1-16)
問合せ 八幡屋公園事務所
☎06-6571-0552



家族介護者交流会
介護者の悩みや不安を共有しませんか？
一人で抱え込まずに、同じ立場の方々と交流しましょう。

日 時 奇数月 第2水曜日 11:00～12:00
11月12日(水)、1月14日(水)、3月11日(水)

対 象 区内在住で、家族を介護している方
場 所 西成区社会福祉協議会 研修ルーム
申込み 事前に、電話または来所にて受け付けます。
問合せ 西成区地域包括支援センター
☎06-6656-0080